

令和 5 年 度

償却資産（固定資産税） 申告の手引き － 只見町 －

本町の税務行政につきましては、日ごろより格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は土地・家屋のほかに、償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。

只見町内に償却資産を所有されている方は、地方税法の規定に基づき、毎年1月1日現在で所有している資産の名称、種類、数量、取得時期、取得価額等の事項について、申告していただくことになっております。

この手引きを参考に、期限までに申告いただきますようお願いいたします。

提出期限 令和5年1月31日(火)

申告に関する問合せ先

担当課係	郵便番号	所在地	電話番号
町民生活課 税務係 (駅前庁舎1階)	968-0421	福島県南会津郡只見町大字只見 字雨堤 1039 番地	0241-82-5110 内線112

申告受付期間・提出先

受付期間及び時間	1月4日 ～ 1月31日（土・日・祝日を除く。）
	午前8時30分 ～ 午後5時
提出先	○只見町役場 町民生活課 税務係
	○朝日振興センター
	○明和振興センター
※ 例年、月末は混雑いたしますので、早めの申告をお願いいたします。	

地方税ポータルシステム「eLTAX」を利用した
「償却資産の電子申告」もご利用いただけます。
詳しくは「eLTAX」のホームページ
(<http://www.eltax.jp/>)でご確認ください。

償却資産申告の手引き

【 目 次 】

I 償却資産とは	
1 償却資産とは	3
2 償却資産の種類と具体例	3
3 建築設備における家屋と償却資産の区分	3
4 業種別の主な償却資産と耐用年数	4
5 償却資産の取扱いの比較	4
II 償却資産の申告について	
1 申告していただく方	5
2 申告が必要な資産	5
3 申告の必要がない資産	5
4 課税標準の特例が適用される資産	6
5 申告の方法と提出書類	6
6 郵送で申告される場合	6
III 償却資産の評価方法等	
1 課税標準、免税点、税率等	7
2 償却資産の評価方法	7
3 減価率及び減価残存率表	8
4 みなし課税を実施します	8
5 未申告又は虚偽の申告をした場合	8
6 調査協力をお願い	8
IV その他	
1 償却資産の申告Q&A	9

I 償却資産とは

1 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供する資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

特許権、漁業権等の無形減価償却資産や開業費、研究費等の繰延資産及び自動車税・軽自動車税の対象となるものなどは除きます。

2 償却資産の種類と具体例

資産の種類		主 な 資 産
1	構 築 物	門、塀、舗装路面(駐車場・構内)、煙突、受水槽、広告設備、庭園、ビニールハウス、鉄塔、側溝や土地に定着する土木設備又は工作物、発電設備、消雪設備等
	建物 附 帯 設 備	受変電設備、屋外給排水設備、建築設備、内装・内部造作等
2	機 械 及 び 装 置	厨房設備、自動車整備業用設備、建設機械、農業用機械、印刷機、コンベア、プレス機、旋盤、水産養殖設備、その他物品製造・修理等に使用する機械装置等
3	船 舶	漁船、貨物船、客船、釣船、貸しボート、船舶修理費用等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車 両 ・ 運 搬 具	貨車、客車、クレーン車、大型特殊自動車、台車等
6	工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	パソコン、プリンター、コピー機、LAN機器、事務机事務用器具、エアコン、照明器具、冷蔵庫、理容・美容機器魚網、いけす、集魚灯等の漁具、その他の什器備品等

3 建築設備における家屋と償却資産の区分

建築設備(建物附属設備)とは、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の家屋と一体となって家屋の効用を高める設備をいいます。

固定資産税における取扱いでは、家屋と償却資産を区分して評価します。

家屋の所有者と異なる方(賃借人)が貸ビル・貸店舗等に施工した内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います。

	設 備 等 の 内 容	家屋と建築設備等の所有関係			
		同じ場合		異なる場合	
		家 屋	償却資産	家 屋	償却資産
1	床、壁、天井仕上げ等	○			◎
2	工場等の動力源である電気設備、中央監視制御装置		◎		◎
3	ビル等における受変電設備、発電機設備、蓄電池設備		◎		◎
4	電気設備(2、3に該当するものを除く。)	○			◎
5	冷凍倉庫における冷凍設備		◎		◎
6	給排水、衛生及びガス設備	○			◎
7	ビルトイン型空調設備又はボイラー設備(工場等における生産設備であるボイラーを除く。)	○			◎
8	ルームクーラーやパッケージエアコン等の空調設備(ただし、家屋と構造上一体のものを除く。)		◎		◎
9	店用簡易設備、間仕切り(簡易なものを除く。)	○			◎

4 業種別の主な償却資産と耐用年数

業 種	償却資産の名称（○ 数字は耐用年数）
各業種共通のもの	事務机・キャビネット・椅子⑮、コピー機⑤、金庫⑳、エアコン⑥ ファクシミリ⑤、パソコン④、テレビ⑤、応接セット⑧、電話設備⑥ カーテン③、広告塔⑳、看板③
小 売 店	冷蔵庫・洗濯機⑥、冷蔵ショーケース⑥、自動販売機⑤、レジスター⑤
理容業・美容業	理美容機器（スチーマー、殺菌器、タオル蒸器等）⑤、サインポール③
クリーニング業	屋外給排水設備⑮、洗濯業用設備（洗濯機、脱水機、プレス機等）⑬
飲 食 店	飲食店業用設備⑧、店舗内装（テナントが施工したもの）⑩ 冷暖房機器⑥、冷蔵庫（業務用の大型のもの）⑧、可動間仕切り⑮
不動産貸付業 （アパート等） 駐 車 場 業	アスファルト舗装⑩、コンクリート舗装⑮、フェンス⑩、冷暖房機器⑥ 屋外灯⑩、受変電・自家発電設備⑮、花壇⑳、機械式駐車設備⑩ 無人駐車管理装置⑤
自動車修理業	アスファルト舗装⑩、洗車機⑮、二柱リフト⑮、タイヤチェンジャー⑮ 測定機器⑤、検査工具⑤
食 品 製 造 業	ガス引込設備⑮、食料品製造業用設備（ミキサー、冷凍機、コンベア、 ボイラー等）⑩、陳列棚⑧、工場緑化⑦
建 設 業	パワーショベル⑥、ブルドーザー⑥、フォークリフト④、発電機⑩ 大型特殊自動車④
漁 業	漁船（FRP製）⑦、漁船（鋼船500トン未満）⑨、魚群探知機⑤ GPS⑤、船外機⑤、養殖用設備⑤、漁具・魚網③
農 業	育苗施設（金属製）⑭、ビニールハウス⑩、乾燥機⑦、糞摺り機⑦

5 償却資産の取扱いの比較

項 目	固 定 資 産 税 （ 償 却 資 産 ）	国 税 （法人税法・所得税法）
特別償却・割増償却	×	○
圧縮記帳（注. 1）	×	○
増加償却（注. 2）	○	○
減 価 償 却 の 方 法	定率法（旧定率法の減価率）	定率法と定額法の選択制度
前年中の新規取得資産	評価額＝半年償却（1/2）	月割償却
評価額の最低限度	取得価額の5%	備忘価格1円まで
改 良 費	区分評価	合算評価

（注. 1）圧縮記帳は固定資産税において認められていません。圧縮記帳を行った場合は、圧縮前の取得額にて申告して下さい。（圧縮記帳とは、補助金等の適用を受け購入した価格です。）

（注. 2）耐用年数の短縮及び増加償却の適用を受けた資産がある場合は、税務署長又は国税局長の承認を受けたことを証する写しを添付して下さい。

Ⅱ 償却資産の申告について

1 申告していただく方

賦課期日（1月1日）現在、只見町内に所在する事業用資産を所有している、又は賃貸（リース等）をしている個人及び法人を対象とします。

なお、前年中に資産の増減のない方、初めて申告される方で該当する資産のない方、休業、廃業、移転等で只見町内に償却資産がなくなった方も申告書の備考欄の該当項目に記載の上、申告をお願いします。

2 申告が必要な資産

3 ページ及び4 ページに記載した「償却資産」に該当するものについては、申告が必要な資産です。ただし、下記の点にご注意ください。

(1) 償却資産の取得価格とは、その資産を取得するために通常支出すべき金額とされています。資産本体の価格のほか、引取運賃、荷役費、購入手数料、設計監理費、据付費等の付帯費用も含まれます。なお、消費税を取得価格に含めて税目会計を行っている場合（税込経理方式）は、消費税を含めた取得価格で申告することになります。

また、取得価格が少額である償却資産の申告は、税務会計上の経理区分によってその取扱いが異なります。詳しくは下の表のとおりです。

取得価格	経理区分と申告の可否			
	一般減価償却	中小企業特例(注)	3年一括償却	一時損金算入
10万円未満	必要	必要	不要	不要
10万円以上20万円未満	必要	必要	不要	
20万円以上30万円未満	必要	必要		
30万円以上	必要			

(注)平成18年4月1日から平成30年3月31日までに取得した資産のうち、国税（租税特別措置法第28-2）では「中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例」が適用となりますが、固定資産税ではその特例が適用されませんので申告の対象となります。

- (2) 既に耐用年数を経過した資産でも、現在事業に使用しているものは申告が必要です。また、簿外資産、寄贈による資産も事業に使用していれば申告が必要な資産となります。
- (3) リース資産の申告は原則としてリース業者（賃貸人）が行いますが、リース期間満了後、賃借人の所有となる資産については、賃借人が申告することになります。
- (4) 家屋に付加された内装及び附帯設備のうち、賃借人が施工し所有権が賃借人に帰属する場合は、これが事業に使用するものである限り、原則として賃借人が申告することになります。
- (5) 駐車場やアパートなどを貸し付けている場合、附帯するアスファルト舗装・門・塀などは償却資産に該当しますので申告が必要です。
- (6) 美術品等のうち、古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値又は希少価値を有し、代替性のないものは対象となりませんが、取得価格が1点100万円未満であるものは、償却資産として取り扱い、申告の対象となります。

3 申告の必要がない資産

- (1) 使用期間が1年未満の資産
- (2) 土地や家屋として固定資産税が課されているもの
- (3) 自動車税や軽自動車税の課税対象となるもの
- (4) 棚卸資産（商品、貯蔵品等）
- (5) 無形固定資産（特許権、漁業権等）
- (6) 繰延資産（開業費、研究費等）

4 課税標準の特例が適用される資産

地方税法第349条の3、法附則第15条及び法附則第56条に規定する特定の固定資産には、課税標準の特例措置が設けられています。

詳しくは、10ページ「償却資産に係る課税標準の特例規定」をご覧ください。

5 申告の方法と提出書類

次の表の○の付いた書類の提出が必要です。

申告していただく方		償却資産申告書	種類別明細書	注意事項
はじめて申告される方		○	○	賦課期日（1月1日）現在所有している全ての償却資産を種類別明細書に記入して下さい。 申告書の「18 備考」欄の「1. 資産異動あり」に○を付けて下さい。
申告をしたことのある方	資産に増加、あるいは減少のある方		○	令和3年1月2日から令和4年1月1日までに取得あるいは処分した償却資産を記入して下さい。 申告書の「18 備考」欄の「1. 資産異動あり」に○を付けて下さい。
	資産の増減のない方		×	申告書の「18 備考」欄の「2. 資産異動なし」に○を付けて下さい。
	廃業、解散、移転等された方		○	償却資産はすべて減少となります。 申告書の「18 備考」欄の「4. 廃業・解散・移転等」に○を付け、年月日や詳細を記入して下さい。
償却資産のない方			×	申告書の「18 備考」欄の「3. 該当資産なし」に○を付けて下さい。

償却資産申告書（2枚組）、種類別明細書（2枚組）は複写式となっております。分離せずに提出して下さい。控用に受付印を押してお返しします。

6 郵送で申告される場合

『只見町役場 町民生活課 税務係』までお送り下さい。

申告書の控えが必要な方は、返信用切手を貼った封筒を同封の上、送付して下さい。同封されていない場合、申告書の控えは返送いたしませんので、あらかじめご了承ください。

Ⅲ 償却資産の評価方法等

1 課税標準、免税点、税率等

- (1) 償却資産に対して課される固定資産税の基礎となる課税標準は、償却資産の取得価額に対する固定資産評価基準により算定した評価額の総額となります。
- (2) 課税標準額が150万円未満（免税点未満）の場合、償却資産分の固定資産税は課税されませんが、課税の有無に関わらず申告の必要があります。
- (3) 税率は100分の1.6（課税標準額×1.6%=年税額）です。
納期は4期（4月、7月、10月、1月）です。所有する固定資産と合わせて納付することになります。

2 償却資産の評価方法

償却資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本としています。

◎固定資産評価基準に定められた評価額の計算方法

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times \left(1 - \frac{\text{減価率}}{2}\right) \quad \text{評価額} = \text{前年度評価額} \times (1 - \text{減価率})$$

《計算例》【評価額の算出方法】

（端数処理の関係上、実際の評価計算とは異なる場合があります）

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	令和5年度 評価額	合計 (課税標準額)
駐車場舗装	R4年 5月	3,500,000円	10年	0.897	3,500,000円×0.897=3,139,500円 (令和5年度評価額)	3,997,560円 (3,997,000)
エアコン	R3年 7月	1,500,000円	6年	0.681	1,500,000円×0.840=1,260,000円 (令和4年度評価額) 1,260,000円×0.681=858,060円 (令和5年度評価額)	

※ 課税標準額は1,000円未満切捨て

【課税標準額及び税額】

	課税標準額	税額計算方法	税額
令和5年度	3,997,000円	3,997,000円×1.6%=63,952円	63,900円

※ 税額は100円未満切捨て

3 減価率及び減価残存率表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得のもの	前年前取得のもの			前年中取得のもの	前年前取得のもの
2	0.684	0.658	0.316	18	0.120	0.940	0.880
3	0.536	0.732	0.464	19	0.114	0.943	0.886
4	0.438	0.781	0.562	20	0.109	0.945	0.891
5	0.369	0.815	0.631	21	0.104	0.948	0.896
6	0.319	0.840	0.681	22	0.099	0.950	0.901
7	0.280	0.860	0.720	23	0.095	0.952	0.905
8	0.250	0.875	0.750	24	0.092	0.954	0.908
9	0.226	0.887	0.774	25	0.088	0.956	0.912
10	0.206	0.897	0.794	26	0.085	0.957	0.915
11	0.189	0.905	0.811	27	0.082	0.959	0.918
12	0.175	0.912	0.825	28	0.079	0.960	0.921
13	0.162	0.919	0.838	29	0.076	0.962	0.924
14	0.152	0.924	0.848	30	0.074	0.963	0.926
15	0.142	0.929	0.858	31	0.072	0.964	0.928
16	0.134	0.933	0.866	32	0.069	0.965	0.931
17	0.127	0.936	0.873	33	0.067	0.966	0.933

4 みなし課税を実施します

みなし課税とは、過去の申告をもとに、申告がなくても償却資産を所有しているとみなして課税する方法をいいます。地方税法第383条で申告の義務が定められていますが、固定資産税は賦課課税方式にあたるため、たとえ申告が無かったとしても課税することができます。

賦課課税方式とは、納付すべき税額を課税する者（課税権者）が納税者に通知する方法をいいます。

5 未申告又は虚偽の申告をした場合

正当な理由なく申告をされない場合は、地方税法第386条の規定により、過料を科されることがあります。

また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法385条の規定により、罰金を科されることがあります。

6 調査協力をお願い

地方税法第353条、第354条の2及び第408条の規定に基づき、国税資料の閲覧、実地調査を行う場合があります。ご理解ご協力をお願いいたします。

なお、調査に伴う申告内容の修正等による税額変更は、その年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで（原則として5年度分）遡及することとされています。

IV その他

1 償却資産の申告Q & A

1	今年、初めて申告書が送られてきました。どのようにすればよいですか。	只見町内にて新たに事業を始められた方や、アパート等を新築された方には、償却資産の申告書をお送りしています。土地・家屋以外に事業用資産（償却資産）をお持ちの場合は、「申告の手引き」を参照いただき、申告書に記入の上、提出して下さい。なお、該当する資産が無い場合であっても申告書は提出して下さい。
2	昨年中に飲食店を開業しました。どのようなものを償却資産として申告する必要がありますか。	飲食店の場合、次のようなものが申告の対象となります。 例) 厨房機器、冷蔵庫、テーブル、椅子、レジスター、エアコン、テレビ、カラオケ、看板などです。 また、自己所有の建物ではなく貸店舗のテナントとして開業した場合についても、店舗に施工した内装や空調設備、給排水設備等を償却資産として取り扱いますので申告が必要です。
3	昨年アパート経営を始めました。アパート経営者も償却資産の申告が必要ですか。	アパート経営は不動産賃貸業に当たり、他人に貸付けを行う事業の一つとなるので申告が必要です。償却資産の対象となる主なものには、周囲のフェンス・塀・側溝・外灯などの外構工事や駐車場のアスファルト舗装（車止め及び白線を含む。）、駐輪場などがあります。
4	昨年と変更がなくても償却資産の申告はしなければならないのですか。	『償却資産の所有者は、（中略）毎年1月1日現在における当該償却資産について、その所在、種類、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格決定に必要な事項を1月31日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。』（地方税法第383条の規定により抜粋）と定められています。
5	昨年の途中で廃業した場合の固定資産税はどうなりますか。	固定資産税は、毎年1月1日現在（賦課期日）に所有している方（課税台帳に登録されている個人・法人）に課税されます。このため、年の途中で廃業したとしても、その年度分の固定資産税は課税になります。
6	耐用年数を経過し、減価償却が終わった償却済資産についても申告が必要ですか。	耐用年数が経過し、減価償却が終わった資産でも現に事業の用に供することができる状態にある限りは、固定資産税の償却資産に該当しますので、申告が必要です。
7	フォークリフトやトラクターなどは償却資産の課税客体になりますか。	フォークリフトやトラクター、田植え機、コンバイン等については、その規格により「軽自動車税の課税客体である小型特殊自動車に該当する場合」と「償却資産の課税対象である大型特殊自動車に該当する場合」とに区別されます。 自動車税、軽自動車税の課税客体となっているものは、償却資産の申告対象にはなりません。
8	リース資産の申告はどのようになりますか。	通常の賃貸借契約（期間満了時に回収）によるリースについては資産を貸している方が申告していただくことになります。 売買のような契約（期間満了後に使用者の所有物となる。）によるリースについては、借りている方が申告していただくことになります。
9	申告内容に誤りがありました。どうしたらいいですか。	修正申告をお願いします。 通常提出いただいている申告書と同様に、修正後の内容を記載し「修正申告」と明記して申告して下さい。